

久喜市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

令和3年3月18日

久喜市規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市空家等の適切な管理に関する条例（令和3年久喜市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(管理不全空家等)

第3条 条例第2条第3項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかの状態に該当するものをいう。

- (1) 老朽化又は自然現象により空家等の全部又は一部が倒壊するおそれのある状態
- (2) 老朽化又は自然現象により空家等の一部が剥離又は飛散し、当該敷地外にある者の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態
- (3) 不特定者の侵入等による火災又は犯罪が誘発されるおそれのある状態
- (4) 敷地内の草木が著しく繁茂し、剪定又は除草が必要であり、周囲への生活環境を害するおそれのある状態
- (5) 前各号に掲げるもののほか、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切となるおそれのある状態

(指導及び勧告)

第4条 条例第6条に規定する指導は、指導書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第7条に規定する勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(緊急安全措置)

第5条 条例第8条第1項に規定する規則に定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 施錠の確認又は開放されている扉、窓若しくは門扉の閉鎖
- (2) 空家等の著しく破損した部分の養生
- (3) 空家等の一部の落下又は飛散の防止
- (4) 立木等の剪定
- (5) 雑草の除去
- (6) 動物、害虫等の駆除
- (7) 空家等への立入りが禁止であることの表示又は空家等へ近寄ることが危険であることの注意喚起の表示
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

2 条例第8条第2項に規定する同意は、緊急安全措置実施同意書（様式第3号）により、措置対象空家の所有者等から得るものとする。

3 条例第8条第3項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第4号）により行うものとする。

(公示送達)

第6条 条例第8条第3項ただし書の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 久喜市公告式条例（平成22年久喜市条例第5号）第2条第2号の久喜市役所掲示場への掲示
- (2) 久喜市公式ホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法  
(職務権限を示す証明書の様式)

第7条 条例第10条の職務権限を示す証明書の様式は、職務権限証明書（様式第5号）のとおりとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の久喜市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされた指導又は勧告は、この規則による改正後の久喜市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の規定によりされた指導又は勧告とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則の規定によりされた命令又は公表については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

指 導 書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



あなたが（所有・管理）する下記の空家等について、管理不全な状態にあるので、久喜市空家等の適切な管理に関する条例第6条の規定により、下記のとおり指導します。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地 久喜市  
対象となる物件  
所有者等の住所及び氏名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 措置の期限  
年 月 日

（注）

- 1 正当な理由なく上記2の措置を講じなかった場合は、条例第7条の規定により当該措置を講ずることを勧告することがあります。
- 2 上記2の措置を講じた場合は、遅滞なく久喜市建設部都市整備課まで報告すること。

様式第2号（第4条関係）

勸告書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



あなたが(所有・管理)する下記の空家等について、 年 月 日  
付け久 第 号により必要な措置について指導したところでありま  
すが、現在に至っても当該措置がなされていません。

つきましては、久喜市空家等の適切な管理に関する条例第7条の規定によ  
り、下記のとおり勸告します。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地 久喜市  
対象となる物件  
所有者等の住所及び氏名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 措置の期限  
年 月 日

(注)

上記4の期限までに上記2に示す措置を実施した場合又は勸告措置を講  
ずることができない正当な理由がある場合は、遅滞なく久喜市建設部都市  
整備課まで報告すること。

様式第3号（第5条関係）

緊急安全措置実施同意書

年 月 日

久喜市長 あて

氏名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
名称及び代表者の氏名 〕

私が所有（管理）する下記の空家等について、久喜市空家等の適切な管理に関する条例第8条第1項の規定による緊急安全措置を講ずることに同意します。

また、緊急安全措置に要した費用を、私が負担することについて、同意します。

記

対象となる空家等

所在地 久喜市

対象となる物件

様式第4号（第5条関係）

緊急安全措置実施通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



あなたが（所有・管理）する下記の空家等について、久喜市空家等の適切な管理に関する条例第8条第1項の規定による緊急安全措置を実施したので、同条第3項の規定により通知します。

なお、同条第4項の規定により、当該緊急安全措置に要した費用を請求します。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地 久喜市  
対象となる物件  
所有者等の住所及び氏名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
- 2 緊急安全措置の内容
- 3 緊急安全措置の実施日
- 4 緊急安全措置に要した費用  
金 円
- 5 納入期限  
年 月 日

様式第5号（第7条関係）

（表）

第 号
職務権限証明書
写 真
所 属 職 名 氏 名
上記の者は、久喜市空家等の適切な管理に関する条例第10条の規定に基づき、空家等に対し緊急安全措置を講じ、又は立入調査を行う者であることを証明する。
年 月 日（ 年 月 日まで有効）
久喜市長 

5.5  
センチメートル

9センチメートル

（裏）

久喜市空家等の適切な管理に関する条例（抜粋）

（緊急安全措置）

第8条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等（以下この条及び次条において「措置対象空家」という。）に起因して、地域住民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、かつ、第6条の助言若しくは指導若しくは前条の規定による勧告又は法第14条第1項の助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告若しくは同条第3項の規定による命令により所有者等に当該危害を避けるための措置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置を行う必要があると認める場合に限り、当該危害を避けるための必要最小限の措置として規則で定めるもの（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2～4 略

（立入調査）

第9条 市長は、前条第1項の規定の施行に必要な限度において、職員又は委任した者に措置対象空家に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（職務権限を示す証明書の携帯等）

第10条 緊急安全措置又は前条第1項の規定による立入調査をする職員又は委任を受けた者は、その職務権限を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。